

令和元年第2回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 令和元年 6月12日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員 長	金子 恵
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	浦川 圭一	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本 圭介	参事	森本 陽子
--------	-------	----	-------

説明のため出席した者

副町長	鈴木 典秀	教育長	勝本 真二
総務部長	山本 昭彦	企画財政部長	久保平 敏弘
建設産業部長	日名子 達也	教育次長	森川 寛子
住民福祉部長	中嶋 敏純	健康保険部長	辻田 正行
企画財政部理事	田中 一之	教育委員会理事	金崎 良一

(地域安全課)

課長 宮崎 伸之

(教育総務課)

課長	宮司 裕子	課長補佐	峰 修子
係長	金子 寛之	主任	田中 優喜

(生涯学習課)

課長	青田 浩二	課長補佐	和田 久美子
係長	入江 彩子	係長	日高 拓郎

(政策企画課)

課長	荒木 隆	課長補佐	福本 美也子
係長	尾田 光洋	主査	川口 佳子

本日の委員会に付した案件

議案第56号 令和元年度長与町一般会計補正予算（第1号）

所管事務調査 教育施設等のバリアフリー化について

所管事務調査 地域公共交通に関する考え方について

開 会 9時30分

散 会 11時29分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会します。まず議案第46号について、安藤委員の質疑に対し、答弁を後程ということだったので、まずその答弁からお願いしたいと思います。

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

昨日の安藤委員の御質問につきまして確認しましたところ、17時から18時までの使用料につきましてでございますが、申請時間が17時ということで、9時から17時30分までの取り扱いという形で、今回の使用につきましては夜間ではなく日中の使用料で取扱運用させていただいてるところでございます。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

それでは昨日で全ての質疑が終わっておりますので、ただいまより議案第56号令和元年度長与町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

八木議員。

○委員（八木亮三委員）

議案第56号について賛成の立場から討論させていただきます。今議会で審査を付託されました一般会計補正予算ですが、健康保険課所管の歳出の衛生費、感染症予防費について、その説明にある使途である風疹ワクチン接種のクーポン送付が当補正予算の承認前に執行されているということで、本来であれば執行前に議会の承認を得るべき性質のものであり、行われるべきではなかった対応という旨の同僚委員からの指摘もなされた部分はありましたが、風疹は町民の命に関わる非常に危険な感染症であるという認識の下、1日でも早くクーポン券を送付すべきとした健康保険課の判断は、職務上妥当で容認できる範囲のものと考えます。もちろんながら極めて例外的な対応であり、また例外的であるべき事例で、今後は基本的に行われるべきではないとも考えますが、事務的な規則よりも町民の命を優先した姿勢については、行政の使命をむしろ理解し実践したものとして評価できるものであると思います。また産業振興課所管であります森林環境譲与税につきましては、森林整備事業のために新設された目的税による歳入等、基金への積み立てということですが、町内には林業従事者もゼロという現状であることも踏まえ、今後の基金の使途につきましては、是非慎重に検討していただき無駄で不要な事業に費やすことのないようにしていただきたいという思いだけ申し添えさせていただきます。その他の歳入歳出において不明瞭な部分はないと判断いたしますので、今回の議案については賛成いたします。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号令和元年度長与町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お疲れさまでした。9時40分まで休憩いたします。

（休憩 9時30分～9時39分）

○委員長（河野龍二委員）

改めましておはようございます。ただいまより教育施設等のバリアフリー化の件を所管事務調査として議題とします。調査事項についての説明を求めたいと思います。

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

それでは各長与町内小中学校の施設の状況について説明をさせていただきます。まず生徒玄関と体育館のスロープの設置状況になります。校舎と体育館の両方とも対応済みの学校が、長与小学校と洗切小学校と高田中学校になります。北小学校、長与中学校、第二中学校におきましては、一部未対応の箇所がありますけれども、そちらにつきましては、木製のスロープ等で対応を行っております。高田小に関しましては、スロープ等の設置、木製のスロープ等につきましても未対応の状況となっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

生涯学習課所管分になりますけれども、お手元に配付している資料のとおりとなっております。この高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律という、いわゆるバリアフリー法というのが平成18年に施行されており、こちらの義務付けているのが、それ以降に建築された建物が対象になっているようで、生涯学習課で所管する施設の建設年がそれ以前のものばかりになっておりまして、この法律の義務付けているのはありませんけれども、できるだけバリアフリー化して住民の皆様が使いやすいようにということで、少しずつではありますけれども、それに対応しております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今、説明いただいたことへのちょっと確認をしたいと思います。まず小中学校の件に関しては、いわゆる入口の件を説明いただいたと思うんですが、結論から言うと結果的

には、高田小のみが何らかしらの対応もされてないということでもいいですか。

○委員長（河野龍二委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

高田小に関してが未対応ということで、それ以外の学校に関しましては、何かしらの対応をしているという状況でございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今度は生涯学習課の所管の部分なんですけれども、拝見すると「×」が多いなというふうに感じるんですが、よくよく見ると例えば元々スロープが必要のない施設も「×」で表示をされているわけで、極端な話、相撲広場にトイレとか、トイレは横のふれあい広場の方で対応すると思うんですよね。そちらの施設については「○」になってるわけで、必要の無いところは横線とかでいいんじゃないかなと思うんですけれども、一個一個今全部確認はできんですよね。一応そういう理解でいいですか。よろしくお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

委員御指摘のとおり、例えば長与町公民館の玄関の前のスロープが「×」になってるんですけれども、こちらの方は段差が無しということで、そのスロープが必要ないということで、この表示の仕方が議員御指摘のとおり横線で表示しとけばよかったと今思っております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先日、教育委員会の方で窓口の方でちょっと伺ったところによりますと、南小学校に車椅子の生徒が2年生ですかね、いらっしゃって。その生徒が南小への入学を希望した際に、やはりバリアフリーが整っているということを配慮されて、長与小の方への入学を勧められたという話を伺ったんですが、まずちょっとこれは間違いないでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

間違いございません。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

もちろんやはり実際に学校生活を送る上でバリアフリーになっている方が生徒の方にも非常に良いだろうということで、それ自体は分かるんですけども、特に昨年10月から障害者差別解消法という法律が施行されて、公共施設も含む事業者が障害を持つことで何らかの差別が極力行われないように、合理的配慮っていうのが求められるようになりましたけれども、そうしますと今後同じように長与小以外の小学校に入学を、その校区の児童で例えば車椅子の子がいた場合には、健常児の子と同様に校区の学校に行けるように対応する方がこの法律にも則ると言えますか、対応になってくるかと思うんですが、今後はそういう車椅子の子でも通えるように何らかのそういうリフトであったり、車椅子でも上り下りできたりするようなそういう後付けで改修といいますか、そういうのを行う検討といいますか、そういった方向性というのはいかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

委員がおっしゃる合理的配慮っていうものに関しましては、長与町といたしましても学校、教育委員会、保護者と相談をして、保護者の意向等を配慮できるように行っておりますけれども、やはり学校の設置者である長与町と学校に対しても、体制面であるとか、財政面であるとか、均衡を失った過度の負担っていうものに関しましては、一定の制限というのはあると思っておりますので、今回の南小学校の子どもの場合っていうのも、個々の対応っていうことで入学を決めたっていうことになりますので、今後につきましても実際に入学をされるお子さんの個別の状態によりまして、今後の施設の整備をどのようにしていくかということに関しましては、決めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

もちろん例えば長与小校区じゃなくても、そういう施設の整ってる方に行きたいと希望されたり、おっしゃったとおり個々のケースはあるかと思うんですが、現状、本来行くべき校区の学校に行けるというのが、やはりその障害によって区別されないっていうことなのかなと思うのと、現状その生徒、南小でいわゆる階段の上り下りをされるときに、教職員の方というのがちょっと抱え上げて運ばれていると伺いまして、そうなることで、もちろんおっしゃったとおり、その生徒の御希望っていうのを優先してそうなるっていうのは重々理解できるんですが、もし抱えてるときに、例えば滑って落ちたりすると、生徒また教職員の方にも非常に取り返しのつかない事故などが起こる可能性というのが大きいかなとも思っていて、そういうのを起こる前に防ぐっていうのも大事なのかなと思うんですが、やはり今後も南小、北小などにそういうバリアフリー設備とい

いますか、そういったものの設置とかは考えておられないのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今の御質問につきましては、南小、北小のみならず全ての小中学校において、いわゆるエレベーターが設置されると解消できることかというふうに思いますが、今様々な財政事情を抱えております。その財政事情の中で優先的に取り組まなければならないことというのは同時に発生をしていますが、その中でもやはり優先をつけなきゃいけない状況がございます。今後そういったことが、かなり優先度が高ければ、そういうことの検討もあるかもしれませんし、また校舎の建築上ですね、それが可能ではないような所も出てくるかというふうに思います。例えば先程ありました高田小学校につきましては、どこの箇所にエレベーターをつけるというふうに考えても、それをつけられるようなスペースそのものが考えにくいところがございます。長与中学校も同様かというふうに考えてます。そういうことを考えると優先的に考えなきゃいけないことを、まず行政的にやるということ。さらにそういった今の障害者差別撤廃法に基づいた考え方よっての優先、あるいは子どもにとっての優先ということを考えての検討ということとはしなければならぬとは思いますが、しかしながら検討しても無理な学校というのもございますので、今後もその状況に応じては校区を変更して登校されませんかというふうなことでの持ち掛けということは発生するかというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

例えば今言われたエレベーターなどのように、作れば作った方が良いんだというのが、喫緊に整備をしなければならないとか、生涯学習の施設合わせてですね。そういったものが今現在あるのかどうか、どうしても、これはもう早急にしないと対応しないといけないというようなのがあるのかどうか、もしあったら教えていただきたい。

○委員長（河野龍二委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

バリアフリーとは関係ないんですけども、現在外壁と防水につきましては、かなり緊急を要する学校がございます。そちらの方につきまして予算をつけていただいて、解消をしたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

生涯学習課所管施設につきましても今年度文化ホールの防水工事を計画しております。そのほかにもやっぱり建物自体が古いので、公民館等雨漏りが数多くあり、あとまた外壁の方も亀裂が入ってるという箇所もありますので、そういった所からまず対応していきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それでは例えば弱者対策とかそういうものに関しては、特段喫緊に対応すべき事柄はそんなにはないということで理解をさせていただいてよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

喫緊に対応っていうのは現在の基準に当てはめれば、基準にはまってないところもあるんですけども、この法律っていうのが基本的に2,000平米以上の建物に対してということになっております。そういった中で、最近トイレの洋式化っていうのも公民館施設等生涯課所管の分で毎年年次的に計画をして設置をしていっております。

○委員長（河野龍二委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

教育総務課の方につきましても、学校の方と教育委員会の方と連携を取って、そういう特別な支援を必要とする生徒につきましては、その都度、対応をしておりますので、緊急を要する案件につきましては現在無いというふうに考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

学校教育課としましては、今車椅子の方の対応について、いわゆるハードの対応というのが難しいケースがございます。そこには人的な支援としまして、町雇いの特別教育支援員を長与小学校と南小は同数に今しております。生徒数は長与小が倍近くございますけども、そこを同数にしてそういった補助がしやすくするというふうなことが1点と、実は高田中学校の方にも車椅子の生徒が中学2年生におります。この生徒の支援につきまして、中1で入学したときから県の教育委員会の方に人的な加配を要求しまして、この生徒については、今1人肢体不自由の生徒おりますが2人の教員が付けるようにということで、それは要望して昨年度も今年度もそういったことへの対応をさせていただいております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

いろいろ個々の対応すべき事例というのはあるかと思うんですけども、長与小学校にやっぱり小学校1年生のときから車椅子で通っている子がいます、その子が今理事がおっしゃった高田中に通うことになって、周りで1番心配したのが6年間長与小学校で生活をしてきて、突然校区が違う高田中学校に行くことによって精神的に淋しかったり、友達ができるのかというそういう不安を持ったりとか、そういうのを私たちとしては懸念したんですけども、実際行ってみたら今楽しそうに学校生活を送っているので、そこは安心しているんですけども、実際に自分が通う校区と違う所に、例えば長与小学校ですとか、高田中は1人とおっしゃったので別の所に行ってるのかもしれないですけども、そういうことでの対応をされている生徒というのは実際どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今、御指摘の高田中学校2年生の男子生徒とその生徒は実は双子でございまして、その兄弟が校区を越えてというふうなことになっております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質問はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

まず、学校施設の方ですけども、スロープの件だけが当初説明されて、学校施設についてもこの平成18年からのバリアフリー法っていうのは、ここにいただいている資料のこの項目が基準というふうになってるものなのか。それとも学校教育施設は別な基準というものがあるのかですね、そこをちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

学校施設に関しましての法律の適用に関しては、基本的に公共施設になりますので公民館等と同じ形にはなりますが、県のまちづくり条例に規定されてます建築物というくくりにおきましては、学校につきましては、ある一定の面積以上の建物になりますと、通常ではエレベーターの設置が必要になりますが、そのエレベーター設置義務が除かれているというような差はありますけれども、基本的なバリアフリーの考え方というものについては同じ取り扱いになっております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今ちょっと聞いてお分かりになるかどうか分からないんですけども、エレベーターを除いてこの玄関から点字ブロック、当然必要でない部分もあるかもしれませんが、各学校あるか無いかだけでも分かればちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○委員（金子恵委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

この表によりますと、車椅子対応のトイレにつきましては、長与小学校と洗切小学校、それと南小学校、第二中学校につきましては、校舎の中にきちんとした基準には則っていないんですけども、一応車椅子での対応が可能なトイレが設置されております。それとAEDにつきましては全ての学校におきまして設置をしております。点字ブロックにつきましては長与小学校にのみ設置をしております。体育館のトイレにつきましては、長与小学校と高田中学校に車椅子対応のトイレが設置をされております。以上です。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

同僚委員から生徒の車椅子の対応の部分が聞かれていましたけども、1つ踏み込んで例えば保護者が車椅子だとか一定障害があるだとかという場合については、やはりこのバリアフリー法に基づく対応がないと、いくら健常の子どもが学校に通ってても学校に行けないという状況があるんじゃないかなというふうに思うんですよね。そういう意味では、確かに財政上の様々な問題があるにしても、やっぱりそういう努力を進めていかないといけない部分があるのかなと。これがやっぱりバリアフリー法の趣旨といいますか、やっぱりどなたでもその施設に来れるという条件を整えるというのが精神だというふうに思いますんで、いろんな状況があるということですけど、やっぱりできるところからやっていくというふうな部分、例えばですけど、点字ブロックなどはそんなお金掛からない。やっぱりそういうところから工夫をしてやっていくお考えがあるものなのか、軽微な費用でできるところからやっぱり少しずつやっていくと、今の状態ではそれしかできないのかなというふうに思いますんで、そういうお気持ちはあられるのか、また、そういう検討されてるのか、そこをお伺いしたいというふうに思います。

○委員（金子恵委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

委員御指摘のとおり、軽微な予算で対応できる箇所であったり、そういう点字ブロック等につきましては、今後は設置できる箇所等を調査をいたしまして、設置できるよう

な方向で検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（金子恵委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

今、河野委員が言われたのと同じような感じになるかと思うんですけども、今いろいろお聞きしてバリアフリーの促進という意味では、いろんな財政面の問題とか、人の問題とか、建物の問題とかっていうことで、ある程度すぐできないというのを理解をできました。ただそればかりでは、やはり前には進まないと思いますんで、今言われたとおり、できればできるのからまずはずっとこうやっていただいて、毎年何らかの形で予算化をとって計画を立てて1つ1つこの「×」が「○」に今年はこれがなったとか、そういうふうに見える形でちょっと検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

我々も障害者だけでなく全ての人を使いやすいというユニバーサルデザインですかね。そちらの方での観点を持って進めていきたいと思っておりますので、少しずつでも改良できればと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ないですか。

では質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本日の教育施設等のバリアフリー化については以上で審査を終了したいと思います。

お疲れさまでした。10時25分まで休憩いたします。

（休憩 10時10分～10時24分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

引き続き所管事務調査を行います。地域公共交通に関する考え方についての件を議題といたします。調査事項についての説明を求めます。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

皆様おはようございます。連日の審査お疲れさまでございます。では公共交通についてという議題でございますので御説明を申し上げます。その前に資料の確認をお願いいたします。お手元に長与町地域公共交通網改善計画概要といったA4の綴り、それから

参考①②という3種類ですね。資料を準備させていただいております。

それでは地域公共交通網改善計画概要という、こちらの資料をまずは利用しまして御説明申し上げます。本町の地域公共交通につきましては、JRやバスとそれからタクシーといったものが運行されておりまして、国交省のアクセシビリティ指標というものでは、路線バスのサービス水準は全国平均の3倍程度を充実をしているというふうになっております。一方で町内の移動ですとか、地理的に一部不便な地域も存在している状況が見られますので、こうしたことから公共交通の現況を調査いたしまして、課題を分析するとともに改善方策を示すこの地域公共交通網改善計画を平成29年3月に策定をし、取組を進めているところでございます。課題としましては、まず路線バスのルートから交通不便地区というものを抽出をしております。一般的に交通空白地と言われるものの基準がバス停から半径500メートルの円の外というふうに言われてまして、こうした円を引いてみますと、本町の市街地を概ねカバーをしているという状況でございます。しかしながら、半径500メートル以内であってもバスの進入が困難な急斜面の市街地というのは不便ではないかという観点から、半径300メートルで標高が50メートル以上、あるいは半径100メートル以遠で標高が100メートル以上といった地区を抽出しまして、中尾団地地区及び道の尾団地、自由ヶ丘地区とこの2地区が要検討であるというふうに抽出をしております。それぞれバス停までの距離が一定ある、所要時間も掛かる地域、それから以前から何か手立てを考えてくれないかというふうな要望があった地域でございます。そのほかの課題としましては、路線バスにおける目的地へのアクセスから分析をしております。例えば長与駅ですとか、役場へのアクセスが不足している地域がある。または時津町方面へのアクセスはほぼ全域で不足をしている。長崎市方面はバイパス経由が時間的に有効ですが、便数や経由のエリアが限られているといった課題が浮き彫りになっております。これらの課題を解決するために、今後6つの重点事業を展開していくということで、2ページになりますけれども掲載をしております。基本的な考え方としましては、既存の交通事業者のサービスを見直すことで、最大限の力を発揮していただきたいというふう考えております。その上で対応できない場合に、新たなサービスの導入を検討するとしております。1点目が新市街地形成、これは榎の鼻と書いてますけども、に合わせた既存路線体系の見直し。団地開発等に応じてそういった地区への乗り入れを要望するなど、まちづくりの進捗に応じた柔軟な既存路線の見直しを要請していきたいと考えております。2点目が交通不便地区の解消のための新交通システム導入検討。不便地区として設定しました2地区への乗合タクシー導入の検討と試験運行を現在実施しております。3点目が町内アクセシビリティ向上のための町内循環線等の新設検討。先程町の中心部など町内の横移動が不便であるという地区もございましたので、それをカバーするような運行について検討要望を行っていきたいというもの。4点目が連携中枢都市圏の実現を支える広域循環線の導入検討。本町は、隣接する長崎市、時津町と1市2町で28年度に連携中枢都市圏を形成をいたしました。先程

時津町へのアクセス不足という課題もありますし、この圏域内における住民生活を支える広域循環線の検討を行っていききたいというものでございます。5点目が定住都市としての機能強化を実現する通勤時間帯のアクセス強化検討、本町の特性でございますベクトタウンとして長崎市中心部向けの利便性の高い路線の充実を要望してまいりたいと考えております。最後に6点目が利便性の高い公共交通ネットワークの構築としまして、高齢化社会においても継続的なニーズの把握と町内交通ネットワークの維持改善に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

これらの進捗状況ということで、本日、御報告も兼ねて御説明を申し上げます。3ページをお開きください。まずは路線バスでございます。これまでバスの事業者に対しましては、自治会からの要望ですとか、町としての要望をお伝えし協議を行ってまいりました。また、先程御説明申し上げた計画の内容もお示しをし、協力をお願いもしてるところでございます。事業者におかれては限られた経営資源の中で改善に向けて努力をいただいているところでございます。資料に直近3年間の主なダイヤ改正等についてお示しをしております。29年4月には、県営バスがバイパス経由の長崎駅から県立大学路線というものを新設をされております。これにより通勤通学の利便性が向上をしております。5月には北陽台団地とイオンタウンへの乗り入れが実施されております。また10月には先程申し上げた4月の新規路線、県立大学までだったものを長与駅まで延長がなされ、さらに長与駅から商業高校までという便も増便がされております。11月には県営バスが高齢者向けのフリー定期券の発売を開始しております。30年度はバイパス便の経路変更による運行時間短縮や西高田線経由便の充実などが実施されております。今年度は、ミニバス、通称「みかんバス」って言うんですかね、の再編によりまして、時津方面へのアクセス強化がなされたところでございます。他の自治体においては路線の維持のために一定補助金を支出しているケースですとか、事業者の統廃合、撤退、路線廃止というのが見られる中、本町においてはこのように事業者の努力で一定充実を図っていただいているところでございます。

次に、乗合タクシーでございます。4ページをお開きください。計画で御説明したように中尾団地、それから道の尾、自由ヶ丘団地地区において現在試験運行を実施しております。その状況について御説明いたします。1番目がこれまでの主な経過でございますけれども、計画策定時から地元の住民の皆様へヒアリング調査を開始しまして、その後タクシー事業者に運行委託が可能であるかどうか。また警察には安全な運行面で問題がないかどうか。それから両地区の住民の方々と意見交換、協議を経まして、29年の9月に第1回目の地域公共交通会議を開催しております。この会議は地域公共交通に関するいわゆる利害関係者ですね、利用者として住民の代表の方々、タクシーやバスの事業者、それらの協会、労働組合、それから国、県、警察、町の関係所管と一堂に会しまして、地域の実情に応じた地域公共交通のあり方について協議を行うものでございます。特に乗合タクシーの試験運行について現在協議を行っておりまして、地域住民の皆様と

作成をしました運行計画、これについて3回の会議を経て、30年の6月25日から試験運行をスタートしております。運行期間中には利用者及び地域の住民の方々向けにアンケートを実施しまして、それらの意見を踏まえたダイヤ改正、停留所の増設などを行いながらまずは6か月間の定時定路線運行を行いました。その後、2か月間の予約制による運行、さらに今年度においても予約制の運行を実施しているところでございます。運行状況についてでございますけれども、まず先に参考資料の方を御覧いただければと思います。参考①②とございますけれども、参考②の方がちょっと分りやすいかと思っておりますので、道の尾、自由ヶ丘団地地区ですね。参考②の資料を準備をお願いします。計画の中で御説明したこの2地区における試験運行ですけれども、それぞれの地域にこれは現在実施している内容の周知のパンフレットとして、利用案内を地域にお配りしているものでございます。まずはこの乗合タクシーはどのようなものかということですが、既存の路線バスと重複するような運行ができませんので、幹線系統へつなぐ支線として運行しております。車両は写真にあるような通常のセダンタイプ、4人乗りですね、4人が乗車が可能となっております、乗合タクシーと分かるようにマグネットを貼って運行をしております。週に3日間あらかじめ運行時間を設定しまして運行しており、運賃が大人200円、子供が100円となっております。ルートですけれども、中を開いていただきました左側に地図が載っているかと思っております。道の尾温泉前①番の所をスタートしまして、道の尾団地へ上り、自由ヶ丘団地から下ってくるようなルートですね。そして、県道、国道を経て9番の光晴会病院へ通じるというルートでございます。赤の点線が走行ルート、赤丸が停留所、青の点線が自由乗降の区間、青丸は乗降が不可能な場所ですね。角であったりというところでございます。定時定路線運行6か月間は利用者の有無に関わらず、全ての便、全ての停留所を通過する運行を実施してまいりました。予約制では利用者がある場合のみ乗降場所から最短ルートで目的地へ向かう運行を実施しております。こうした運行での御利用の状況ということで御説明申し上げます。

まず(1)の平成30年6月25日から定時定路線運行では、中尾団地地区が運行日、月、水、金、1日3往復、停留所が11か所、道の尾地区が月、水、金の1日3往復、停留所8か所でスタートしております。一旦10月1日時点でアンケートですとか、御意見、御利用状況を踏まえて見直しを行っております、乗り場の追加ですとか、ダイヤの見直しを行っております。12月21日までの6か月間の運行です。実施状況、運行状況としましては、中尾団地地区が月平均利用者数が42.2人、1便当たりの平均乗車が0.54人、町の負担が1便当たり1,391.9円、1人当たりが2,574.7円、道の尾、自由ヶ丘が72.5人、0.93人、負担が1,319円、1,419円という表のとおりとなっております。当初目標としましては、1便当たり平均乗車2名乗っていただきたいと思っておりましたがこれには届かない状況であったこと、また54.3%の便が乗客が0人で運行していたということで、このままでは継続の運行が困難と考えましたけれども、そこで打ち切りとするのではなくて別の方策がないか検討するた

めに、予約制への変更を交通会議に提案をしまして、その変更は非常に有効じゃないかという御意見をいただいております。そこで5ページになりますけれども、(2)番、平成31年1月4日から2か月間、予約制による運行を実施しております。変更点としましては、中尾地区が運行日が火、木、土、それから先程の利用状況から見まして、便数を1日3往復だったものを2往復に減便をしております。また、利用がある場合のみの運行ということが効率化に寄与するのではないかということから予約制ということで運行をしております。その実績が下の表になります。中尾団地の月平均が8人、1便当たりが1.33人、町の負担が1便当たり364.2円、1人当たりが273.1円、稼働率12.5%というのが1日に2往復の4便を準備をしてるんですけども、これに対してどれぐらいの御利用があったかということですので、12.5%というのは2日に1便の運行であったというふうに御理解いただければと思います。道の尾については、月平均が22名、1便当たりが1.422人、町の負担が1便当たり460円、1人当たりが324.1円、稼働率が32.3%でございます。本運行に向けた目標を稼働率50%、1便当たり平均乗車2名として設定をしております。予約制によって乗客0人という運行がなくなりましたので、コストは当然改善をしております。最短ルートで走行ということもございまして、改善をしておりますし、稼働率も徐々に上昇をしているところでございます。ただし2か月間の運行ということでございまして、この検証を十分に行うためには延長も検討すべきとの会議の意見がございました。そこで現在、3番目、5月13日から改めて予約制の運行を行っております。変更点としましては、乗り場の追加ですとかダイヤの変更、アンケートの結果、道の尾の地区は帰りの便に乗っている方が多かったので、行きを1便、帰りを3便というふうな運行に変更しております。そのほか去年は、予約を行う場合は2時間前までにということでしたけれども、特に帰りのスケジュールを立てにくいという御意見もございましたので、ここを1時間前に変更したこと、それと運行が既に決まっている場合には直前でも対応ができる場合もあるというふうに変更を行っております。これによりまして運行実績が5月のみですけれども、中尾団地地区が月平均3人、1便当たり1人、町の負担が1便当たり543.3円、1人当たりが543.3円、稼働率が9.4、道の尾が月平均26人、1便当たり1.73人、町の負担が316.7円、1人当たりが、182.7円、稼働率が41.7ということで、道の尾地区については増加傾向にあるところでございます。6か月間の運行を予定してございまして、今後も自治会との情報共有を図りながら利用促進に努めてまいりたいと考えております。以上、資料の説明を終わります。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑はありますか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この運行について1回目、3回目ぐらいまで改善をずっとされてきて、だんだんだん

だんだんタクシーに近いような使い方になっていってるような感じがしてるんですけども、当然そこに近くなって低料金で乗れるとなれば、だんだん増えてはくと思うんですが、町の方でどれくらいになったら正式に運用していこうなんていう、そういう数字的なものなんか持ってるんですか。何も持たないでやったらこれはいつまでもどんどんどんサービスは厚くしていこう、乗る人を集めていこうというような感覚に見えるんですよ。最終的にはほとんどタクシーと変わらばい、これはどんどんどん乗り手が来て大変な事になりゃせんかなというような心配もしてるんですけども、今の現状でこれくらいの方が利用をしていったら正式にこの運行を続けていこうとか、何かそういった基準でいうか、数字的そういったものを手元に持っておられて、次の手立て、次の手立てということで進めていっておられるのか、そこら辺をちょっとお聞きします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

御指摘のとおり乗車が例えば1名だったとすれば、通常のタクシーと何ら変わりがないと、それに対して町が助成を行うというのはいかがなものかなというふうには思っております。という観点から乗車についてはあくまで目標なんですけれども2名は乗車をしていただきたいというふうに考えてます。それとその運行が、乗合タクシーとしての運行が必要かどうかという観点から、今、往復で1日2往復4便を準備しているんですけども、この稼働率が半分、50%程度の稼働がないと必要とされているのかどうかの基準ですね。50%という基準、目標を持ってまずは今、運行をしているところです。当然これを満たさないと必ずしも本運行に繋がらないかと言えば、そうは考えておりませんで、先程御説明申し上げました町の負担であるとか、トータルのコストであるとか、あと社会の動態ですね、今後も高齢化が進んでいく状況にあって、どうなのかといった様々な観点から判断をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちょっとこの利用についてお聞きをしますけども、例えば道の尾、自由ヶ丘の方で聞きますと、朝から行きが1便あって帰りが3便でということで書かれておりますけども、4人しか乗れませんよね。例えば応募者が多かった場合、そういう事態があつてるのかということと、今から予約されてもいっぱい乗れませんよっていうようなことになるのか、そこら辺の対応はどうなるのかをお聞かせください。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

当初の運行開始のときからそういった懸念がございましたので、決まった時間につい

て、1台乗車がいっぱいになるようであればもう1台までは追加をして同じ時刻に発車をするという想定をしておりました。実際に6か月間の定時定路線運行の中では、3便が1台に乗り切らずに追加運行したという実績がございます。今回の予約制につきましても同様に1台までは追加をして運行するというので今実施をしておりますが、今のところ予約制になってからは、2台目の運行というのはございません。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

これ見ますと例えば大きい病院も、葉山のあそこら辺にもありますし、商業施設もありますし、自由ヶ丘の例えば上の方に住んでいらっしゃる方で、なかなか車も無いというような方達にとっては、相当有効な交通手段かなと思うんですよ。だからこういうルールをきちんと熟知されれば、もうほとんどタクシー乗るのとあんまり変わりやせんのではないのかなと感じもしてるんですよ。だから朝から乗って行って、帰りは病院行って、買い物をして1時10分のに乗るとか計画づけて利用していくんだっていうことになれば、相当な方達が利用されるんじゃないかと思うんですよ。そうなったときに、えらい恵まれているなって思うわけですよ逆に、この方たちは。例えばニュータウンの人なんかは全然、バスは行ってるけど、行きたいところに確実に行ってくれるようなバスってというのは、そう都合よくあるわけじゃないわけですから。だからそういうことでどんどんこまでこの多くなった方が当然進めていく対象としようとされているんでしょうけど、どっかでもうこれ以上ならなかったら、この事業は止めるとか、ずっとやっぱりちょっとこう少ないからここを改善して、ここを改善していくことになれば、最終的にはもうほとんどタクシーと変わらないような使い方になってしまってるっていうようなことになりやせんかなと思うんですよ。どっかで区切りをつけるべきじゃないかなと思うんですが、どうですか、いつまでも続けていかれるということなのかですね。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まずこの2つの地域につきましては、バスの路線ですとか、既存のサービスで、なかなか手当てをすることはできない地区だというふうに考えております。そうした地区がもう交通手段として、タクシーも地域公共交通ですので、そういった利用もあると思われませんが、逆にほかの地域と比べて御負担が大きいような現状もあるのではないかとことから、既存の地域公共交通と同じ程度の負担でまずはそういった支援ができないかというのが、この考え方のスタートでございます。一定高齢化も進んでいる地区でもございますし、町としましては多くの利用といいますか、利用していくことで維持ですね、スタートしたからには乗っていただかないと続かないと思ってますので、そうしたことでまずは周知を図っていった一定の利用を進めていきたいと思っております。その

中で利用が減れば当然、改善なり縮小なりということにも繋がると思います。この地区での拡大で考えますと、例えばその車両をどうしても小さなセダンでは賄いきれないとなれば、もう大きな車両という考え方も出てくるでしょうし、そういった対応が必要でないかなと考えてます。それとその他の地区への拡大ということですけども、確かに地理的には、この地区に似たような地区も幾つかありますけれども、この地区ほど人口の集積がないこと、それと道幅にしても急斜面ということもそうですね、高齢化の問題もそうだと思います。ですからまずはこの2つが重点地区だと思っておりますし、今後の高齢化の状況などを踏まえ、そのほかの地区は全く考えないというわけではなくて、当然いずれかの時期にそういった検討が必要な時期も来るのではないかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

障害者の方々が車椅子でそういう人たちはこの見本の車の形がありましたけど、障害者用のタクシーを予約できるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

現状この写真に載ってます通常のセダントップのみでの運行になっておりまして、車両の指定はできないことになっています。ただ、介助者がいらっしゃれば車椅子の乗り降ろしというんですかね、は、当然このトランクに積めますので、そういった乗車は可能であるというふうにお聞きしております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

それとちょっと私も新聞で見ただけの話なんですけども、乗客同士のトラブルが懸念されると、乗合タクシーはですね。今回の実績見るとそう数は多くないみたいなんですけども、そういう事例っていうのはあるんですか、今まで。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

地域公共交通会議においても、先程申し上げたタクシー事業者の労働組合からも代表者が出ていらっしゃって、実際のドライバーがそういう乗り合わせ、全くの他人との乗り合わせはやはり嫌がられると、そういった声もある。これは一般のタクシーの話ですね、という声があるということを指摘をいただきました。そこで地域の方々には、そこ

は一定御理解をいただきたいということで説明をしまいいりました。ところがそうしたところが知り合いばかりだからと、他人、地域の同じ地域の方ですので、全く他人じゃないのでそこは一定譲り合って乗りますよという御意見はいただいております。一方でアンケートの内容、御意見としても確かにそういった御意見ありました。他人と乗り合わせるの、ただそういった方々は恐らく利用をされてない方々なのかなと、利用されてる方々からは、そういった声は一切ないというところがございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

利用の仕方なんですが、1時間前までに予約できるっていうのは例えば何日も前からできるんですか。例えば、今度は南田川内の方で聞きますけども、南田川内のルートの途中、どこかからイオンタウンに火木土、買い物に行きたいんだと思う人は10時に出て11時40分の帰りに間に合うように乗りたいというのを意識付けて、日常の動きに合わせて、例えばもう火、木、土、毎日予約を入れとってもらえますかとか、そういうことができるのかどうかですね。そこをお願いします。そういうことができるようになれば相当な数の人が使えるんじゃないかなと思ったもんですから。

○委員長（河野龍二委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

予約の受付日時の件でございますけれども、先日も定期的にタクシー事業者と予約の状況ですとか、運行の状況について意見交換をさせていただいております、その予約の件でございますけれども、日にちの縛り、いつから前まではできるとか、そういった縛りは今のところ設けておりませんで、また定期的な予約というのも今のところ状況はございません。参考ですけれども、どれくらい前の予約が多いかという件についてお尋ねをしたところ、当日1時間半前程度の予約が多いということでお話をいただきました。逆に前日とかではなくて、ある程度行動の予定が立ったところでの予約が多いのではないかと考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

この間、同僚議員の一般質問でもこのことが取り上げられてたと思うんですね。先程目標数が2という数字をおっしゃったんですが、確実に今の運行の仕方では1になると、いわゆる予約を取るから1ですよ。それで出発をするということは、ここに上げられている1を超えている数字というのは、それに同乗された方がいたという、まず理解でよろしいのかっていうことをお尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

運行はあくまで乗合タクシーですので、先程地図で見ていただいた停留所、どこから乗ります。何時の便に乗りますという御予約をタクシー会社に入れていただくということになります。そこでお1人しかいなければ当然1名。2人、3人いらっしゃれば1台にそれだけの方々が同乗して目的地まで行かれるというふうな運行になっております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

そもそも論になってしまうかもしれないんですけども、当然これは地元との要望っていうのもあったわけですよ。数地区あったと思うんですよ。斉藤の方も私記憶をしたりとかしてるんですけども、当初の交通空白地帯を見る地図をいただいたときに毛屋白津の方面もあった。それはいいですけども、いわゆる需要ですよ。当初この需要が大体どの程度あると見込んでいたのか。そして現在の数字なのか、そこんとちょっと違って構いませんので教えていただけないでしょうか。2地区ありますので、どちらのケースでも構いませんが。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まずはその他の地区の要望の件ですけども、以前、確かにこの委員会の中に一定不便かと思われるような地域を今抽出をしている段階と、中間での御報告だったと思いますけれども、その中に佐敷の地区もございました。ただここは要望があったというわけじゃなくて、その地理的な要件とか、住宅の密集の度合いとか、そういったものから絞り込んでいく中で上がった地区じゃないかなと思います。それで当初の見込みなんですけれども、道の尾で申し上げると、この地区は平成23年にそういった要望がまずあっております。1日に朝、夕でしたっけ、行き帰りでしたっけ、1便ずつでもいいから何とかできないだろうかという御要望がありました。この今回御説明した計画を策定する中でも、そういった地理的要件もある。それから御要望もあれば、実際地元の方はどうなのかということで計画を策定する段階で、地元の方々にヒアリングを実施しております。そうしたところが、そういった運行はもう是非歓迎すると、使いたいという声が多くあったということです。需要については、やはりアンケートなんかを取ってみても理想っていいですか、乗るといふような意見が多いんじゃないかと考えまして、実際にもう運行してみるのが一番需要を計る上では有効かということで、定時定路線の運行で需要を図ったというのが実態でございます。結果として月平均72名程度の御利用、需要があるのではないかと、そういった方々をより効率的にカバーできる方法ということ

で現在予約制の運行でさらなる検証を行っているというところです。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

乗りたいという気持ちはあっても、実際自分の生活と照らし合わせて利用できるものなのかっていうのは、アンケートとった段階と実際始まってギャップは多少あると思うんですよね。分かりました。このタクシーの件については最後にしたいんですけども、運行の経費、委託関係ですよね、前のときの委託はどのような形で、例えば契約1日幾らなのか、1便幾らなのか、ちょっとよく分からないんですけども、最初のときの契約の仕方と今回1人当たりの経費とか、1人当たりの負担が前回の方式より減ってますので、そこを両方お示しください。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まずは定時定路線でございますけれども、このときの運行が両地区をどちらも月水金だったんですけども、1台で運行時間を変えながらひっきりなしに走ってたような状況ですね。両地区を行き来する区間もございますので、合計12便、1日に12便走って1日当たり1万8,000円という契約でございました。一方で予約制についてですね、これは運行のメーター料金ということで計算をして委託をしております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ちょっとこれは感想になるんですけど、確かに予約制にしたことによってかなり経費の削減が図られてるんじゃないかなと思います。利用者もそれなりの数を一応キープしていると思います。ただ先程、浦川委員がおっしゃったどこまでを目安とするか、これは今後しっかりと役場も持っていただきたいと思います。先程バス路線の件が色々とお示しをいただき、平成29年度の分からバスのダイヤ改正等がお示しいただいたんですが、私はまなび野に住んでおまして、確かにこのナンバーワンの路線ができたことによって、かなりまなび野の中心部を走るということで、朝の時間帯と帰りの時間帯の利用者が大変増えたんですよね。私もいろいろこう思いながら要望もいろいろ聞いてたんですが、やはり次々にちょっと新しい手をどんどん県営バスが打ってきているんですよ。今では路線の延長というか、駅前から出発をしてるということで、長崎市内の中心部まで20分程度で行けるということで、確かに利用が多くの方が図られているんですけど、これは何らかしらの町の要望でこのように変わってきたのか。あるいはバス事業者独自の取組として行ったのか、それを最後に確認したいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この路線については、町の方からは要望は行っておりません。ただ運行することについては、道路管理者の許可等もございますので、当然、話はいただいて許可をしたという経緯はございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

試験運行されておるということで試行錯誤されとるかと思うんですけども、例えば今2つの事案が南田川内と道の尾とあるんですけども、例えば道の尾の人がイオンタウンに行きたいというケースの場合は、どういうふうな予約をすればいいのかっていうのを。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今現在この2地区での運行は、それぞれの地図に示したとおり路線、ルートを設定して、その路線上での運行ということになっております。ですから道の尾の地区の方々がこの乗合タクシーを利用して役場に行くという設定はございません。仮に役場に行きたいという方々は、道の尾バス停を経由するようにしていますので、そこで乗り換えをさせていただいて御利用いただくということなろうかと思えます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

今の説明からいくと、乗り換えができて自分が行きたい場所に行けるというふうな試験運行になってるわけですね。分かりました。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この試験運行の走行ルートについては、バスですとか、JRの乗り継ぎというのも一応視野に入れまして、冒頭申し上げましたとおり幹線へ繋ぐ支線ルートとして運行を行っているというところでございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質問ありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

担当課としてはできればこの試験運行の中で一定の実績が上がって継続して行っていく考えだろうなというふうに思っているんですよね。そういう意味で今回もまたさらに5月から11月まで試験運行を延長したんですけども、この間は例えばその今の状況を変えるっていうのはもう不可能なんですよね。いろんな部分で何か便を増やすとか、減らすとかっていうのは、もう考えていらっしやらない。この6か月間は一定同じ形で運行するというふうな形で捉えてよろしいのでしょうか。

○委員（金子恵委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今回の6か月間の運行の中においても、また利用者のアンケート等を実施をしてみたいと思っております。これまで6便の運行で0人の運行もあった。もしくはなかなか利用がされない時間帯もあったということからの減便にしておりますが、この運行の中でそうした変更の御意見が多ければ、当然それを踏まえたところで検証を行っていきたいというふう考えております。以上です。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

これは参考までに聞いていただきたいと思うんですけども、先日、長崎新聞の方に西海市のコミュニティ交通の記事が載ってました。非常に大きく載っていて、ここは非常に好評だという形の記事であって、ここは取り組んでるのが、例えば利用することで、どこかの町内での買い物をすると一定のサービスがあったりだとかというふうな状況を付加してるわけですよね。どこまでするのかって、普通タクシーの料金じゃなくて安い料金で乗れて、またさらにサービスがあるというのは、ちょっとサービスのし過ぎではないかというふうな部分もあるかもしれませんが、一定利用者を増やすというのと、地域の経済の活性化のためにそういう部分も工夫するというのもあっていいのかなというふうに思いますし、ここは登録制にしてみたいですね。西海市のスマイルワゴンはですね。登録制にするとなおさら、それが良いのか悪いのか、ちょっと判断つかないんですけども、そういうことで一定利用者が確実に登録されることで、乗りたい人は登録すればいいわけですからね。そういうのが今後の改善の中身だとか、これまでにそういう意見が出てきたかどうかというのとはなかったですか。

○委員（金子恵委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本町の乗合タクシーについては、西海市と違うところが高齢者のみの対応じゃないん

ですね。どなたでも乗っていただける、要は一般のバスと一緒にです。実際にお子様の利用もあっております。西海市においては高齢者への配慮ということ。それからバス事業者がなかなか後継がうまくいなくて減便になってると、そういうことで空白地域も増えている。それと先程申し上げたバス事業者に対して維持していただくように補助金を出している。こうした経費よりも自前で運行した方が安価になるのではないかという考えもあったようでございます。それと地域の活性化の件ですね。当然、この公共交通と絡めたといいますか、購買人口の増加とか、そういったものも考えられるところでございます。今回私どもが実施した試験運行の初日にはイオンタウンの方が記念品を配らせてくださいということで、そういった活動もされております。ですから何らかの形で利用された方へのサービスなのか、運行に対する支援なのか、何らかの形で関与していただけるようなことができれば、町としてもありがたいと思っております。以上です。

○委員（金子恵委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの地域公共交通に関する考え方についての所管事務調査を終了いたします。

お疲れ様でした。

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

お諮りいたします。総務文教厚生常任委員会としては、「まちづくりについて」「ICT化について」の調査を閉会中の継続審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、所管事務調査の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で所管事務調査を終了いたします。お疲れ様でした。

本日の委員会はこれで終了いたします。

（閉会 11時29分）